



大報

こうほく

子や孫に誇れる郷土 江北



CONTENTS

江北町の人口について考える……………	2~3
まちの話題……………	4~6
男女共同参画週間／女性のための巡回相談／ふるさと納税……………	7
平成22年度歳入歳出予算執行状況……………	8~9
町のバランスシート……………	10~11
むし歯ゼロっ子……………	12
防災気象情報／あんま券の支給対象が拡大されました……………	13
子ども手当／児童扶養手当……………	14
ひとり親医療費助成／特別児童扶養手当／子宮頸がんワクチン接種について……………	15
国保税の賦課限度額が改正されます……………	16
地上デジタル放送関係……………	17
国民年金の免除制度／難病医療相談のご案内……………	18
農業制度資金のご案内……………	19
教育のススメ……………	20
介護保険……………	21
お知らせ／募集／ヘルシーフッキング……………	22
いきいき健康カレンダー／おすすめ新着本／日曜在宅医……………	23
くらしのカレンダー……………	24

がんばろう東北！
がんばろう日本！

3月11日に発生した、東日本大震災の災害復興を願って、みんなで支援しましょう！

2011
JUNE
Vol.217

6

	まちの人口 (平成23年4月30日現在)	前年同月比 (平成22年4月30日現在)
人 口	9,781人	9,689人
男	4,607人	4,565人
女	5,174人	5,124人
世帯数	3,176世帯	3,102世帯

(町の木) セデの木 (町の花) 水仙



国勢調査

江北町の人口は9,515人

平成17年国勢調査時から113人の減少



特集

江北町の人口について考える

表1:国勢調査人口速報集計結果(人口)

	平成22年	平成17年	増減数	増減率
	(人)	(人)	(人)	(%)
全 国	128,056,026	127,767,994	288,032	0.23
佐賀県	849,709	866,369	△16,660	△1.92
江北町	9,515	9,628	△113	△1.17

表2:国勢調査人口速報集計結果(世帯数)

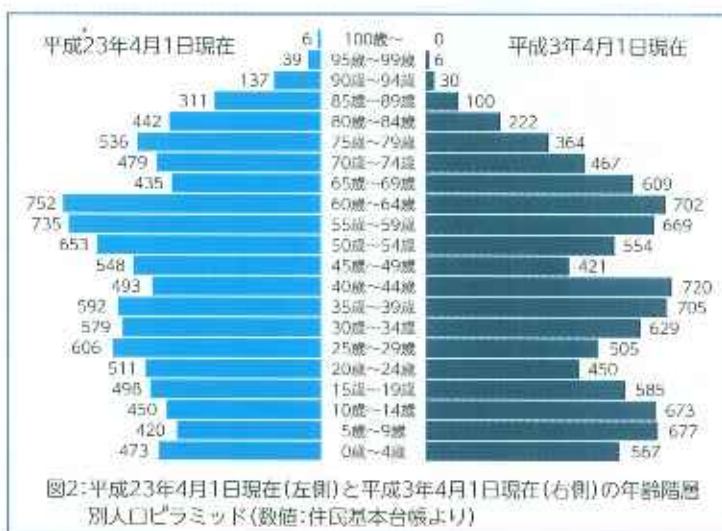
	平成22年	平成17年	増減数	増減率
	(世帯)	(世帯)	(世帯)	(%)
全 国	51,951,513	49,566,305	2,385,208	4.81
佐賀県	294,854	287,431	7,423	2.58
江北町	3,075	2,891	184	6.36

※この数値は公表の速報値であり、
後日発表される確定数値とは必ずしも一致しません。

日本の人口は、横ばいから徐々に減少社会に移行してゆくといわれています。多くの地方自治体においても、その原因でもある少子高齢化や、人口流出対策が大きな課題の一つとなっています。

今回は、国勢調査の人口速報集計および住民基本台帳のデータから、江北町の人口に関することに焦点をあててみようと思います。

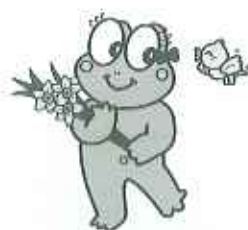
平成22年10月1日に実施された国勢調査において、総務省統計局から公表された資料によると、江北町は17年国勢調査時から113人の減少、世帯数は3,075世帯(平成17年国勢調査時から184世帯の増加)という結果になりました。佐賀県内の市町では、人口が増加したのは3市町、減少したのは17市町になりました。国勢調査における江北町の人口及び世帯の推移は、図1のとおりとなっています。



人口はほぼ横ばいですが、人口に占める年齢層は大きく変化しています

次に、人口に占める年齢層の観点からみてみますと、図2のように20年前との比較においては、15歳未満の人口が、平成3年4月1日現在では1,917人であるのに対し、平成23年4月1日現在では1,343人と大幅に減少していることがうかがえます。

また、75歳以上の人口が平成3年4月1日現在では722人であるのに対し、平成23年4月1日現在では1,471人と約2倍となっています。江北町においても、日本全体の例にもれず、少子高齢化が進んでいます。



夫婦の出生力の低下

- ・育児・教育コストの負担感
- ・仕事と子育ての両立の負担感
- ・夫の育児の不参加
- ・老後の子ども依存の低下
- ・出産・子育て機会費用の増大
- ・晩婚化の進展

未婚化、晩婚化の進展

- ・結婚観や価値観の変化
(結婚しなくてもよい等)
- (結婚の先送り事情)
- ・良い相手にめぐり会わない
- ・独身生活に利点がある
- ・結婚資金がない
- ・女性の就業率の高まり
- ・結婚・出産の機会費用の増大

図4：少子化の背景と考えられる要因

表3：住民基本台帳年報における各要因毎人口推移

年度	出生者数	死亡者数	転入者数	転出者数
平成18年度	91	130	365	365
平成19年度	104	126	386	407
平成20年度	79	98	350	392
平成21年度	89	122	373	368
平成22年度	107	120	408	362

(数値：住民基本台帳年報より)



死亡者数が出生者数を上回っています

人口は、出生者数から死亡者数を引いた「自然動態」と、転入者数から転出者数を引いた「社会動態」によって増減します。

表3のとおり、江北町の「自然動態」は、死亡者数が出生者数を上回っていることから、自然減状態にあると言えるでしょう。

また、前頁で見たように、高齢者の方も年々増加している傾向と言えますので、これからの数十年間においても、自然減状態が続くものと想定されます。

少子化対策と定住促進

一般的な少子化の原因としては、未婚化、晩婚化の進展、夫婦の出生力の低下といわれていますが、江北町においても、それが当てはまると考えられます。図3の未婚率の推移を見ても、未婚率は上昇しており、未婚化および晩婚化が進んでいる状況が見てとれます。

町としても、少子化対策についての施策のさらなる充実を図っていきます。

また、少子高齢化の中、江北町の人口が微減でとどまっているのは、駅周辺地域における住宅開発などによるところもあると考えられます。

江北町の魅力を理解していただき、今後も江北町に定住してもらえるようなまちづくりが必要です。

表4：県内市町別人口増減数および増減率

市町名	増減数(人)	増減率(%)	増減率順位
鳥栖市	4,346	6.71	1
吉野ヶ里町	281	1.75	2
上峰町	140	1.54	3
江北町	△113	△1.17	4
玄海町	△359	△5.33	15
大町町	△592	△7.44	19
神埼市	△636	△1.90	9
有田町	△651	△3.02	10
小城市	△699	△1.52	6
武雄市	△782	△1.52	5
太良町	△823	△7.72	20
みやき町	△971	△3.58	12
伊万里市	△1,009	△1.73	8
基山町	△1,046	△5.54	17
多久市	△1,327	△5.84	18
鹿島市	△1,395	△4.34	13
嬉野市	△1,415	△4.66	14
白石町	△1,444	△5.34	16
佐賀市	△3,860	△1.60	7
唐津市	△4,305	△3.28	11

(数値：平成17年～22年国勢調査比較による)



図3：江北町の名階級における未婚率の推移
(国勢調査の名階級の人口総数と未婚者数から算定)

4/17

江北町消防団中堅幹部・初任科訓練



火事などの災害は、発生した後の迅速な初動活動が重要です。地域防災の核ともいえる消防団の皆さんには、迅速な団体行動で、被害の軽減に勤めていただきたいと思います。

4月17日(日)江北町全天候広場において、江北町消防団中堅幹部・初任科訓練が実施されました。今年度から消防団に入団した新人、および各部の中堅幹部、合計114名が訓練に参加しました。

初任科訓練では、「気をつけ」、「休め」、「右にならえ」から始まり、通常点検等の訓練を、白石消防署員の方から指導を受け、新入団員の皆さんは緊張した表情で、熱心な指導に耳を傾けていました。

最後に1号幹線水路において、各部の消防車を用いての放水訓練が行われました。

4/21

白木孔子祭



栄を願って、先人が祀られた300年来の文化財であり、未永く保存していきたい。」と挨拶されました。

白木孔子像は、国内に現存するただ1つの中国製孔子像として町の重要文化財に指定されており、歴史的価値が高く、学問の神様として信仰されています。

白木区は、地区の皆さんがひとつにまとまって、由緒ある伝統を守っていらっしやいます。

この日は、年に1度、1時間だけ、孔子像が開帳され、拝観して撫でることが出来る日です。お参りに来る方々は、孔子像を撫でながら、頭がよくなるように、元気でいられますようにと願っておられました。

白木区の孔子像保存会会長の相島忠良さんは、「人の成長、区の繁

4月21日(木)ウグイスが鳴き、晴れたる日に、白木聖廟において、白木孔子祭が執り行われました。



5/11

交通安全パレード3町合同出発式



5月11日(水)白石警察署において、春の交通安全県民運動に先立ち、交通安全パレード3町合同出発式が行われました。交通安全協会の広報車やパトカーなどの車両が巡回のため一斉に出発されました。

「守ろう交通ルール 高めよう交通マナー」交通安全はみんなの願いです。交通安全で明るい町を作しましょう。

まちの話題 TOPIC NEWS

4/17 第3回 ネイブルビギナーズカップ



4月17日(日)B & G体育館において、第3回ネイブルビギナーズカップが開催されました。この大会は、江北町サッカー協会とネイブルスタッフが主催するフットサルの大会で、4チームが総当たり戦にて試合を行いました。

フットサルは、近年特に人気が出てきているスポーツで、サッカーの4分の1ほどのコートで、5人対5人でプレーするサッカーに似たスポーツです。今回優勝したのは、チームどんぐりの皆さんでした。

5/7 第16回 江北少年野球親善交流大会



5月7日(土)晴天のもとで、江北小学校グラウンドにおいて、第16回江北少年野球親善交流大会が開催されました。

この大会に県内から71チームが参加し、江北の野球少年たちも試合に臨み、元気にグラウンドを駆け回っていました。



4/24 ひふみカップ バレーボール大会

4月24日(日)江北町で、ひふみカップママさんバレーボール大会が開催されました。この大会には、県内より一般の部で7チーム、40歳以上のシニアの部で8チームが参加され、江北町からもシニア、江北レディースが参加しました。

一般の部で江北レディースが準優勝されました。



5/5 江北町親善交流 小学生バレーボール大会 皐月杯



5月5日(木)に江北町各体育館施設において、第8回江北町親善交流小学生バレーボール大会皐月杯が開催されました。この大会は、保護者会が主催され、県内外から男子12チーム、女子25チームが参加し、熱い戦いが繰り広げられました。

男子の江北ジュニアボーイズと、女子の江北JVCのチームは、それぞれ準優勝という素晴らしい結果でした。

両チームの皆さん、おめでとうございます。

さらに上を目指して、これから頑張ってくださいね。

5/8

第24回 江北町民ゴルフ大会

青空の下でナイスショット！

5月8日(日)花祭ゴルフクラブにおいて、第24回町民ゴルフ大会が開催されました。今回は184人の参加者の方が、快晴の絶好のゴルフ日和のもと、腕を競われました。また午後からは、昨年発足したジュニアゴルフクラブの会員11人の子どもたち

も、コースにでて、日頃から練習した成果を発揮していました。成績結果は次のとおりとなりました。

優勝 大野裕志さん

準優勝 山田直紀さん

三位 武富俊平さん

ジュニアの部では、雨郡湧也君が優勝しました。

なお、江北町民ゴルフ大会実行委員会にて、東日本大震災の被災者の方への募金箱が会場内に設置され、参加者の皆さんは、積極的に募金をされていました。

近年ゴルフは、プロゴルフ界でも、若い人の活躍が目立ちますし、今回の町民ゴルフ大会においても、幅広い年齢の方が、ゴルフとコミュニケーションを楽しまれている様子でした。今年度参加されなかった方も、来年は是非参加してみませんか。



新しい江北町議会議員が決定しました

4月24日(日)、任期満了を4月末日に控え、江北町議会議員選挙が行われました。

今回の町議会議員選挙には、12名の方が立候補され、定数である10名の方が、当選を果たされました。議員の任期は、本年5月1日から平成27年4月末日までとなります。

なお、当日の有権者数は7,751人で、投票率は75.91%という結果でした。

また、5月6日(金)には、新町議会議員による臨時議会が開催され、議長に武富久氏、副議長に吉岡水男氏が選出され、各委員の決定や、議案の可決、専決事項などの承認が行われました。

副 議 長		議 長	
武富	久	吉岡	水男
総務常任委員長			
西原	好文	池田	和幸
産業常任委員長			
古岡	隆幸	古賀	成
議会運営委員長			
坂井	正隆	井上	敏文
大隈	敏弘	田中	宏之

(※敬称略、順不同)

平成23年度のキャッチフレーズは 「チャンスをつかち、未来を拓こう」

私たちの意識や風習、行事の中には「男だから」「女だから」など性の違いでお互いの生き方や選択の幅を狭めていることがあります。このような固定的な考えにとらわれず、お互いの個性を伸ばすことができる社会を「男女共同参画社会」と言います。

この男女共同参画週間を機会に私たちの周りにある、男女のパートナーシップを考え、仕事と生活の調和「ワーク・ライフ・バランス」に取り組んでみませんか。

町民の皆様 ご家庭に届いていますでしょうか!!

《江北町男女共同参画行動計画ダイジェスト版》

江北町は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的、計画的に実施するため「江北町男女共同参画行動計画（2011～2015）」を平成23年3月に策定しました。

この計画を基本として、町民、事業者の皆様とともに男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを行っていきます。



「男女共同参画週間」です。

6月23日（木）～6月29日（水）は

女性のための巡回相談を実施します

県総合対策センターより相談員が6月より毎月第2木曜日（9：00～12：00）に江北町に来られ、悩んでいること、迷っていること等の相談に応じられますので、相談のある方はおいください。相談は無料です。

詳しくは江北町役場 福祉課（86-5614）までお問い合わせ下さい

6月の相談日は6月9日（木）9:00～12:00です。
場所は江北町公民館 2階教養室で実施します。

募集します!

江北町のクラブを 紹介します

スポーツ団体や芸能団体など、江北町で活躍されているさまざまな団体を紹介します。私たちの活動を紹介して欲しいなど、掲載を希望する団体がありましたら、下記まで連絡ください。

江北町役場 総務企画課 情報係
TEL 0952-86-5612
E-mail: hidefumi-koga@town.kouhoku.saga.jp

江北町ふるさと納税寄附金の状況報告

（平成23年4月28日現在）

江北町ふるさと納税寄附金への寄付の状況について、お知らせします。ご寄付に対しまして心より感謝申し上げます。

●寄附の目的内訳

寄附の目的（寄付者が指定）	金 額
(1) 教育・文化の推進に関する事業	0円
(2) 保健・医療・福祉・介護の向上に関する事業	10,000円
(3) 産業の振興に関する事業	0円
(4) 生活環境の向上に関する事業	0円
(5) その他目的達成のために町長が必要と認める事業	2,342,000円
合 計	2,352,000円

●寄附者の氏名・金額

受 領 日	氏 名	金 額
平成20年10月6日	匿名	10,000円
平成21年7月24日	匿名	32,000円
平成21年8月4日	小山雅也 様	300,000円
平成22年9月14日	佐藤食品工業株式会社 様	1,000,000円
平成22年9月14日	佐藤食品工業株式会社 端数クラブ様	700,000円
平成22年9月16日	匿名	5,000円
平成22年9月16日	匿名	5,000円
平成23年4月28日	小山雅也 様	300,000円

町の財政状況

地方自治法第243条の3及び江北町財政状況の公表に関する条例の規定に基づき公表します。

平成23年6月1日 江北町長 田中源一

平成22年度

平成23年3月31日現在

歳入歳出予算執行状況

一般会計 約42億5千万円

歳入

科目	予算現額	収入済額	収入率
町 税	9億2,277万7千円	9億2,609万5千円	100.4%
地方交付税	18億5,205万5千円	18億5,205万5千円	100.0%
国県支出金	6億 319万8千円	4億9,517万8千円	82.1%
繰入金	1,674万2千円	1,638万5千円	97.9%
町 債	3億7,363万2千円	2億6,100万7千円	69.9%
そ の 他	4億8,471万6千円	4億7,425万円	97.8%
計	42億5,312万0千円	40億2,497万円	94.6%

歳出

科目	予算現額	支出済額	執行率
議 会 費	6,622万7千円	6,557万2千円	99.0%
総 務 費	9億3,085万9千円	4億7,929万7千円	51.5%
民 生 費	10億2,613万1千円	9億8,230万3千円	95.7%
衛 生 費	2億3,068万2千円	2億1,544万4千円	93.4%
農林水産業費	2億6,803万6千円	2億2,037万8千円	82.2%
商 工 費	4,417万7千円	4,396万3千円	99.5%
土 木 費	4億4,117万9千円	3億7,331万5千円	84.6%
消 防 費	1億6,165万7千円	1億5,759万2千円	97.5%
教 育 費	2億8,605万4千円	2億6,568万6千円	92.9%
公 債 費	7億7,817万9千円	7億7,178万5千円	99.2%
そ の 他	1,993万9千円	1,131万円	56.7%
計	42億5,312万0千円	35億8,664万5千円	84.3%

主な事業の概要

- 老人福祉センター省エネ改修事業
CO₂削減のため、老人福祉センターの空調、給湯、照明器具等の省エネ工事を実施しました。



- 病後児保育事業
病院に付設した施設で、病後で医療的な支援が必要な児童の一時保育を行うもので、平成22年度は、施設の建設工事を行いました。



- 子育て支援事業
乳幼児医療費助成、学校給食費助成、子育て支援図書館の配布などで子育てを支援しました。

- 太陽光発電設備補助
一般家庭用太陽光発電システムを設置する場合、その公称発電能力1KW/hにつき5万円を補助するもので、平成22年度は、20世帯に対し補助をしました。



■さかの米・麦・大豆競争力強化対策事業

消費者が求める安全安心な米・麦・大豆の生産拡大に必要な農業用機械、農業用倉庫の整備に助成するもので、平成22年度は、門前集落営農組合のロールベアラー（稲わら等収集機）整備、下惣野口営農組合の大豆コンバイン整備に対し助成しました。

まちづくりの主な事業の状況

事業名	予算額	特定財源	支出済額	執行率
老人福祉センター省エネ改修事業	6,428万8千円	3,491万1千円	6,428万7千円	100.0%
病後児保育事業	180万2千円	141万5千円	180万2千円	100.0%
子育て支援事業	3,918万円	1,076万2千円	3,784万6千円	96.6%
さかの米・麦・大豆競争力強化対策事業	335万6千円	258万1千円	335万6千円	100.0%
太陽光発電設備補助	300万円	200万円	299万9千円	100.0%

町債の現在残高（見込）目的別状況

事業区分		残 高
一般会計	過疎対策事業	16億7,505万2千円
	広域水道出資金	10億8,555万4千円
	一般単独事業	4億2,790万4千円
	一般公共事業	1,092万5千円
	義務教育	1億3,831万4千円
	その他	17億1,151万7千円
計		50億4,926万6千円
特別会計	上水道事業	9,864万5千円
	下水道事業	58億1,938万円
	計	59億1,802万5千円
合 計		109億6,729万1千円

●現在、町が事業を行うために借り入れている借入金の23年3月末現在の残高です。

過疎対策事業

主に道路整備や施設建設などのために借り入れを行っています。

広域水道出資金

町の水道水の供給元である佐賀西部広域水道事業団が行う事業のための借り入れです。

義務教育

学校の校舎などの建築や改修などを行うための借り入れです。

その他

税収の減による一般行政運営経費にあてる経費の借り入れなどです。

特別会計 約27億2千万円

会計別	予算現額	歳 入		歳 出	
		収入済額	収入率	執行済額	執行率
無資力臨鉢ポンプ	2億4,105万6千円	2億4,132万3千円	100.1%	2億2,303万8千円	92.5%
国民健康保険	11億1,034万円	9億7,856万1千円	88.1%	9億9,109万2千円	89.3%
老人保健	120万2千円	114万8千円	95.5%	104万4千円	86.9%
後期高齢者医療	1億 747万6千円	1億 312万円	96.0%	9,501万9千円	88.4%
水道収益的	2億2,211万9千円	2億5,410万5千円	114.4%	1億8,500万1千円	83.3%
水道資本的	3,109万5千円	1,076万3千円	34.6%	2,927万8千円	94.2%
下水道事業	10億 302万3千円	7億1,594万3千円	71.4%	7億8,888万7千円	78.7%
計	27億1,631万1千円	23億 496万3千円	84.9%	23億1,335万9千円	85.2%

主な事業の概要（特別会計）

◆無資力臨鉢ポンプ

大西排水施設の切替水門の取り換えや城ノ井排水施設のディーゼルエンジン点検など、各排水機場と揚水施設、灌水施設の維持管理を行いました。

◆国民健康保険

町民のための医療保険制度です。医療費は年々増加しており、保険財政は非常に厳しい状況にあります。平成22年度の医療費は約7億4千万円となる見込みです。

◆下水道事業

今年度は、東分中継ポンプ場のポンプ増設工事、上小田污水幹線、南郷地区の整備を行い、公共下水道の整備率は72.8%になりました。



お知らせします。

町のバランスシート

バランスシート

貸	方	財源の調達方法
[負債の部]		◀ 将来において支払いや返済の義務のあるもの
1. 固定負債		◀ 1年を超えて支払期限が到来するもの
(1) 地方債	4,720,059	◀ 事業実施の財源として、町が国や金融機関などから借り入れた額（翌年度以降の償還額）
(2) 債務負担行為		◀ 民間の資金やノウハウを活用した公共施設などの建設・管理・運営などによる社会資本の整備をし、債務が残っているが既に物件の引き渡しを受けたもの
① 物件の購入等	0	
② 債務保証又は損失補償	0	
債務負担行為計	0	
(3) 退職引当金	1,194,601	◀ 平成21年度末に職員全員が普通退職したと想定し、その要支給額を計上
(4) その他	0	
固定負債合計	5,914,660	
2. 流動負債		◀ 1年以内に支払期限の到来するもの
(1) 翌年度償還予定額	680,105	◀ 1年以内に償還期限の到来する地方債
(2) 翌年度繰上充用金	0	◀ 歳入が歳出に不足する場合、翌年度の歳入を繰り上げてその年度の歳入に充てるもの
流動負債合計	680,105	
負債合計	6,594,765	
[正味資産の部]		◀ 地方公共団体には、民間企業の「資本」にあたる概念がなく、このバランスシートでは借方に計上されている資産のうちすでに町民の税金（一般財源）や国・県の補助金を財源として取得している資産額の内訳
1. 国庫支出金	1,569,524	
2. 都道府県支出金	923,273	
3. 一般財源等	14,869,985	
正味資産合計	17,362,782	
負債・正味資産合計	23,957,547	

※債務負担行為に係る補償等

①物件の購入等に係るもの

0千円

②債務保証及び損失補償に係るもの

0千円

③利子補給等に係るもの

9,177千円

町の決算は、1年間の収入（歳入）状況とその使い道を表した「年度ごとの決算」を行っています。

しかし、これでは今までの積み重ねにより町の財産がどれくらいあるのか、また、それを生み出す財源がいくらであったのかという内容は、明らかにすることができません。

バランスシートとは、ある時点における資産・負債・資本の残高を総括的に対照表示し、財政状況を明らかにする報告書で、一般企業では広く用いられている手法です。

地方公共団体のバランスシートは、左側（借方）に町が保有する「資産」を計上し、右側（貸方）にその資産を形成するため財源がどのような手法で調達されたかについて「負債」及び「正味資産」に分けて示しています。

町の決算は、1年間の収入（歳入）状況とその使い道を表した「年度ごとの決算」を行っています。

しかし、これでは今までの積み重ねにより町の財産がどれくらいあるのか、また、それを生み出す財源がいくらであったのかという内容は、明らかにすることができません。

バランスシートとは、ある時点における資産・負債・資本の残高を総括的に対照表示し、財政状況を明らかにする報告書で、一般企業では広く用いられている手法です。

地方公共団体のバランスシートは、左側（借方）に町が保有する「資産」を計上し、右側（貸方）にその資産を形成するため財源がどのような手法で調達されたかについて「負債」及び「正味資産」に分けて示しています。

町の決算は、1年間の収入（歳入）状況とその使い道を表した「年度ごとの決算」を行っています。

しかし、これでは今までの積み重ねにより町の財産がどれくらいあるのか、また、それを生み出す財源がいくらであったのかという内容は、明らかにすることができません。

バランスシートとは、ある時点における資産・負債・資本の残高を総括的に対照表示し、財政状況を明らかにする報告書で、一般企業では広く用いられている手法です。

地方公共団体のバランスシートは、左側（借方）に町が保有する「資産」を計上し、右側（貸方）にその資産を形成するため財源がどのような手法で調達されたかについて「負債」及び「正味資産」に分けて示しています。

町の決算は、1年間の収入（歳入）状況とその使い道を表した「年度ごとの決算」を行っています。

しかし、これでは今までの積み重ねにより町の財産がどれくらいあるのか、また、それを生み出す財源がいくらであったのかという内容は、明らかにすることができません。

バランスシートとは、ある時点における資産・負債・資本の残高を総括的に対照表示し、財政状況を明らかにする報告書で、一般企業では広く用いられている手法です。

地方公共団体のバランスシートは、左側（借方）に町が保有する「資産」を計上し、右側（貸方）にその資産を形成するため財源がどのような手法で調達されたかについて「負債」及び「正味資産」に分けて示しています。

町の決算は、1年間の収入（歳入）状況とその使い道を表した「年度ごとの決算」を行っています。

しかし、これでは今までの積み重ねにより町の財産がどれくらいあるのか、また、それを生み出す財源がいくらであったのかという内容は、明らかにすることができません。

バランスシートとは、ある時点における資産・負債・資本の残高を総括的に対照表示し、財政状況を明らかにする報告書で、一般企業では広く用いられている手法です。

地方公共団体のバランスシートは、左側（借方）に町が保有する「資産」を計上し、右側（貸方）にその資産を形成するため財源がどのような手法で調達されたかについて「負債」及び「正味資産」に分けて示しています。

バランスシート

(平成 22 年 3 月 31 日現在)

税金などの使い道	借	方
会計年度を超えて、地方公共団体の経営資源として用いられると見込まれるもの	[資産の部]	
土地・建物・構築物など	1. 有形固定資産	
庁舎など	(1)総務費	661,500
保育園、老人福祉センターなど	(2)民生費	429,802
保健センターなど	(3)衛生費	182,896
	(4)労働費	0
農道、林道、農村公園、白木パノラマ公園など	(5)農林水産業費	1,339,841
ふれあい通路、工業排水管布設など	(6)商工費	190,107
道路、公園、町営住宅など	(7)土木費	5,137,540
消防施設、防火水槽など	(8)消防費	98,271
小・中学校、公民館、ネイブルなど	(9)教育費	4,312,128
	(10)その他	8,289
	計	12,360,374
土地については、減価償却を行わない	(うち土地	4,183,080
	有形固定資産合計	12,360,374
水道事業の出資金が大半	2. 投資等	
	(1)投資及び出資金	1,620,943
流動性の高い基金(財政調整基金、減債基金)以外の基金	(2)貸付金	0
公共用の土地取得の円滑な執行を図るための積立てた基金	(1)基金	
定額の資金運用を目的とする基金	①特定目的基金	7,950,062
	②土地開発基金	636,874
	③定額運用基金	29,237
	基金計	8,616,173
	(4)退職手当組合積立金	0
	投資等合計	10,237,116
1年以内に現金化できるもの	3. 流動資産	
予期しない収入減や支出に備えるための基金	(1)現金・預金	
地方債の償還に備えるもの	①財政調整基金	384,929
平成 21 年度の歳入から歳出を差し引いた額(形式収支)	②減債基金	695,976
	③歳計現金	224,584
	現金・預金計	1,305,489
平成 21 年度の歳入の収入未済額	(2)未収金	
	①地方税	46,287
保育料、住宅使用料など	②その他	8,281
	未収金計	54,568
	流動資産合計	1,360,057
	資産合計	23,957,547

お金を使って作られた資産(財産)の内容

資産

- ① 建物・土地
道路・公園・町営住宅・町役場庁舎
ネーブル・保育園・学校など
- ② その他に資産
出資金・積立金・現金・預金等

使ったお金の内容・性質

負債(借入金等の将来に負担のある額)

- ① 地方債(町の借入金)
- ② 債務負担行為(将来の支払義務があるもの)
- ③ 退職給与引当金
(職員の退職時に支払を約束されている額)

正味資産(将来に負担のないお金)

- ① 国・県からの補助金
- ② 町民の税金

バランスシート(貸借対照表)

めざそう！広げよう！むし歯ゼロ！



8020運動



広報「こうほく」では、3歳児半健診でむし歯ゼロのお子さんを紹介しています。
今回は平成23年4月20日の健診で、むし歯のなかったむし歯ゼロっ子を紹介します。



はるき 内田大稀ちゃん 岳	ももあ 佐藤百愛ちゃん 上分	まなみ 柿塚愛実ちゃん 石原	りく 原口利来ちゃん 下分	さやか 向井彩夏ちゃん 新宿	なおと 鶴田脩叶ちゃん 下分	はるき 篠田晴輝ちゃん 下分
---------------------	----------------------	----------------------	---------------------	----------------------	----------------------	----------------------



さくら 大久保咲空ちゃん 新宿	ほのか 江口穂佳ちゃん 馬場	かりん 久原夏鈴ちゃん 高砂	はやき 米田速基ちゃん 門前	まさと 山口誠斗ちゃん 新町	ときと 百武季飛ちゃん 野口	ななみ 小森七海ちゃん 宿
-----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	---------------------



ひゅうが 百崎彪雅ちゃん 宿	きよと 井崎清斗ちゃん 門前	そら 清水蒼来ちゃん 高砂	みやび 江口雅穂ちゃん 馬場	みくと 松尾光玖人ちゃん 上分	みいな 恵村美瞳ちゃん 上分	りこ 平方璃子ちゃん 東分
----------------------	----------------------	---------------------	----------------------	-----------------------	----------------------	---------------------



みさき 山中美沙希ちゃん 宿	たすく 岸川侑生ちゃん 上分	みこと 古賀心琴ちゃん 東分	りのん 田中碧暖ちゃん 岩屋	すず 福田寿々ちゃん 下分	あや 武富彩ちゃん 南郷	こうし 坂本偉志ちゃん 祖子分
----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	---------------------	--------------------	-----------------------

ご存知ですか？防災気象情報！

気象台では、気象災害が発生するおそれがある場合、皆様の自らの避難行動に役立てていただくために、警報や土砂災害警戒情報などの防災気象情報を発表しています。

大雨警報（土砂災害、浸水害）、洪水警報（市や町を対象に発表します）



土砂災害や浸水害及び洪水害の危険がある場所では避難の準備を、また、お年寄りや体の不自由な方など避難に時間を要する方は、**早めの避難**を心がけてください。

土砂災害警戒情報（市や町を対象に発表します）



崖の近くなど土砂災害の危険がある場所では、**早めの避難**を心がけてください。

指定河川洪水予報（江北町では六角川、牛津川に発表します）



河川の流域では、「はん濫注意情報」で避難の準備を、「はん濫警戒情報」では**早めの避難**を心がけてください。

気象台ではこの他にも様々な防災気象情報を発表しています。
詳しくはホームページを御覧いただくか、気象台までお問い合わせください。
お問い合わせ先：佐賀地方気象台防災業務課 TEL 0952-32-7026
URL：http://www.jma-net.go.jp/saga/bosai/jyouhou/bosai_jyouhou.htm

平成 23 年 4 月からあんま券の支給対象を 65 歳以上から 40 歳以上に拡大しました

- 申請窓口……………江北町役場福祉課
- 申請に必要な物……印鑑
- 交付対象者……………40 歳以上で江北町に住所を有し、住民基本台帳に登録されている方
※年度途中で 40 歳になる方は、誕生月以降に申請してください。
- 交付枚数……………年間 24 枚 ※ただし、年度途中で 40 歳になる方の交付枚数は月割りとなります。
- 受診券の助成額面…1 枚 1,000 円 ※1 回の施術につき 1 枚利用できます。
- 助成券が利用できる施術所…下記の鍼灸院等で利用ができます。

施術所名称	住 所	電話番号
諸岡 鍼灸療院	江北町大字上小田 1496（石原）	86-4490
諸富均 整治療所	江北町大字山口 1678-4（新宿）	86-3328
山中 鍼灸療院	江北町大字上小田 2351（石原）	86-2034
横町 鍼灸治療院	江北町大字山口 2082（東分）	86-2310

問い合わせ先 江北町役場福祉課 電話 86-5614

子ども手当について

- 子ども手当の趣旨** 「子ども手当」は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するという趣旨のもとに支給するものです。
- 子ども手当支給要件** 子ども手当は、支給対象年齢が生まれた日の翌月から15歳到達最初の3月まで（中学校修了前）の間にある児童を養育している方に支給されます。
- 支払額（月額）** ○中学校を卒業するまでの子ども1人につき、月額13,000円
- 支払時期** 子ども手当は、毎年2月、6月、10月の15日（休日の場合その前日）にそれぞれの前月分までが指定金融機関口座に振り込まれます。
- 所得制限限度額** ○所得制限はありません。
（全ての中学校修了前児童に対して、一律支給されます。）
- 現況届** 子ども手当の受給者は、毎年6月に「現況届」（毎年6月1日における状況を記載し、引き続き手当を受ける要件の可否を確認するための届）を提出して頂いておりましたが、**本年度6月の現況届の提出は不要です。**

問合せ先：江北町役場 福祉課 ☎86-5614

児童扶養手当について

18歳に到達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（中度以上の障害を有する場合は20歳未満）がいる母子、父子家庭の母、父に支給される手当です。

受給要件

次のいずれかの状態にある児童を扶養している母または養育者に支給されます。

- ①父母が離婚した児童
- ②父または母が死亡、または生死不明である児童
- ③父または母が重度の障害にある児童
- ④婚姻によらないで生まれた児童
- ⑤父または母から1年以上遺棄されている児童
- ⑥父または母が一年以上拘禁されている児童

支給制度

支給要件に該当していても次のいずれかに該当する場合は手当は支給されません。

- ①請求者及び同居の家族の方の前年度所得が一定額（下表）以上あるとき
- ②児童が児童福祉施設に入所したとき（母子生活支援施設を除く）
- ③請求者および児童が公的年金（老齢福祉年金を除く）を受けることができるとき
- ④児童が父に支給される公的年金の額の加算対象となっているとき
- ⑤母子家庭となって平成15年4月1日時点で5年を経過しているとき

手当の額（月額）

区 分	全部支給される者	一部支給される者
児童1人の時	41,550円	9,810円～41,540円
児童2人目	5,000円加算	
児童3人目以降	児童が1人増す毎に3,000円加算	

※申請者の所得額により支給金額が異なります。

支 払 月 4月、8月、12月の年3回金融機関にそれぞれの前月分までが振り込まれます。

☆所得制限限度額表☆

扶養親族の数	本 人		配偶者及び扶養義務者 孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0人	190,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	570,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	950,000円	2,680,000円	3,120,000円

※扶養親族3人以上は、上記に380,000円ずつ加算

※平成22年8月1日から児童を監護し生計を同じくしている父子家庭の父も支給対象となりました。
詳しい事については、福祉課までお尋ねください。

ひとり親家庭等医療費助成

母子家庭の母、父子家庭の父および児童等が、健康保険により病院などの医療機関で診療を受けた場合医療費の自己負担金の一部を、県と町が助成します

助成対象 母子家庭の母、父子家庭の父とその養育する児童、父母のいない児童、ひとり暮らしの寡婦で所得が一定基準（児童扶養手当の所得限度額と同じ）を超えない世帯。

※児童……18歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者

※ひとり暮らしの寡婦……75歳未満、健康保険被保険者本人

※母子家庭の母、父子家庭の父……20歳未満の児童を養育している者

問合せ先・受付窓口：役場 福祉課 ☎86-5614

障がいのあるお子さんを養育されている方へお知らせです。

特別児童扶養手当について

特別児童扶養手当とは

精神又は身体に中度以上の障害を有する児童（20歳未満）の父もしくは母、または父母にかわって児童を養育している人に対し支給される手当です。手当は、児童が20歳に達した日の属する月の末日まで支給されます。

支給制度

受給者の所得が一定額以上ある場合や障害のある児童に公的年金が受けられる場合、児童が児童福祉施設に入所している場合などには支給されません。

支払月

4月、8月、11月の年3回それぞれの前月分までが金融機関に振り込みにより支払われます。

手当の額（月額）

1級該当児童1人につき	50,550円
2級該当児童1人につき	33,670円

所得制限額

特別児童扶養手当は、手当を請求する人、請求者と生計を同じくする扶養義務者の所得が一定以上の場合支給されません。

扶養親族等の数	請求者限度額	扶養義務者限度額
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
3人	5,736,000円	6,962,000円

制度の申請・問合せ 江北町役場 福祉課 ☎86-5614

子宮頸がん予防ワクチン接種について

平成23年1月より、中学1年生から高校1年生の女子を対象に子宮頸がん予防ワクチン接種の費用助成を実施していますが、現在子宮頸がん予防ワクチンの接種については、全国的にワクチンの供給不足により接種を受けることが困難な状況となっています。十分な供給には時間を要する（7～8月頃）と言われており、接種を希望される方におかれましては、お待ちいただきますようお願いいたします。

平成22年度に高校1年生（16歳相当）の女子の方は、平成23年3月31日までに接種した場合のみ、平成24年3月31日までの接種が無料になる旨お知らせしましたが、現在ワクチンが不足している状況であるため、平成23年度においても引き続き無料で接種出来ることとしました。平成23年度中に3回の接種を終了するためには、平成23年9月末日までに最低1回の接種を済まさなければなりません。ご注意ください。

平成23年度の助成対象

中学1年生～高校1年生相当の女子（H7年4月2日～H11年4月1日生まれの方）

お問い合わせ 江北町保健センター ☎71-6324

平成23年度から国保税の 賦課限度額が改正されます

国保税の賦課限度額の合計額が、平成23年度から73万円が77万円に4万円引き上げとなります。税率につきましては、これまでと変更ありません。

平成22年度まで(旧)

【医療保険分】

区 分	税 率	賦課限度額
所得割	8.40%	50万円
均等割	18,400円	
平等割	27,700円	

均等割・・・1人当たりの税額
平等割・・・1世帯当たりの税額

【後期高齢者支援金分】

区 分	税 率	賦課限度額
所得割	3.40%	13万円
均等割	7,600円	
平等割	8,400円	

【介護保険分】

区 分	税 率	賦課限度額
所得割	2.44%	10万円
均等割	9,700円	
平等割	5,600円	

限度額変更

限度額変更

限度額変更

平成23年度から(新)

【医療保険分】

区 分	税 率	賦課限度額
所得割	8.40%	51万円
均等割	18,400円	
平等割	27,700円	

均等割・・・1人当たりの税額
平等割・・・1世帯当たりの税額

【後期高齢者支援金分】

区 分	税 率	賦課限度額
所得割	3.40%	14万円
均等割	7,600円	
平等割	8,400円	

【介護保険分】

区 分	税 率	賦課限度額
所得割	2.44%	12万円
均等割	9,700円	
平等割	5,600円	

国保税は、加入者の皆様の医療費を支払う為の大切な財源です。ご理解とご協力をお願いします。

■問い合わせ先／福祉課 国保係 ☎86-5614

日本脳炎予防接種についてお知らせします

予防接種実施規則が一部改正され、現在使用している新ワクチンが1期に加えて、**2期(9歳～13歳未満)**においても使用できる事となり、**接種が可能となりました**。また、救済措置として、平成17年5月の積極的勧奨の差し控えにより、1期初回を完了していない方への対応も示されました。

1期完了しないまま、7歳6カ月を超えた場合(救済措置):9歳～13歳未満の方

2期対象年齢(9歳以上13歳未満)内で不足分の接種が可能となりました。

- ・1期を1回も接種していない → 2期年齢内で3回接種
- ・1期を1回だけ接種している → 2期年齢内で2回接種
- ・1期を2回接種している → 2期年齢内で1回接種

生後6か月から90カ月未満の方で、旧ワクチンで接種し、1期初回を完了していない方も、同様に新ワクチンで接種が可能です。接種する際は、医療機関に事前に予約をしてください。

■問い合わせ先／江北町保健センター ☎71-6324

経済的な理由で地上デジタル放送がまだ受信できない方に 地上デジタル放送 簡易チューナーを無償支給します



●対象となる世帯は、以下のいずれかに該当する方になります。

- ①市町村民税非課税世帯の方で、NHK放送受信料契約を締結する意志のある世帯
- ②生活保護などの公的扶助を受けている世帯
- ③障がい者がいる世帯で、かつ世帯全員が市町村民税非課税措置を受けている世帯
- ④社会福祉施設に入所されていて、自らテレビを持ち込んでいる世帯

※②、③、④に該当する世帯の方はNHK放送受信料全額免除の世帯であること。

●申込受付期限：平成23年7月24日(日)まで

●お問い合わせ先

- 支援制度について：総務省地デジチューナー支援実施センター 0570-023724
- NHKの放送受信契約について：NHKふれあいセンター 0570-077077

※NHK放送受信料全額免除の世帯には、専用の支援があります。

詳しくは、総務省地デジチューナー支援実施センター(0570-033840)までお問い合わせください。



デジタル混信対策の助成制度があります

地デジ対応受信機を購入しても、受信障害により視聴できない場合は、デジサポ佐賀へご相談ください。自己設備の不具合(アンテナの老朽化や調整不良など)による受信障害でないことを今一度点検してください。

佐賀用ブースターが必要な地区では、デジタル佐賀用ブースターへの取替が必要です。

調査前にアンテナ工事を実施し、受信状態が改善された場合は、補助対象にはなりません。

●県外のアナログ放送(福岡各局の放送)は受信できるが、デジタル放送は受信できない受信障害のうち、その原因が「デジタル混信」によることが、現地調査で確認されれば、国の補助制度が適用される場合があります。

●補助制度の適用にあたっては、ケーブルテレビのエリア内はケーブルテレビ加入対策を原則としており、加入金などの初期費用が補助対象となります。

※月々の利用料は自己負担となります。

●お問い合わせ先／デジサポ佐賀 ☎ 0952-52-6733

任意整理・過払金返還請求!

消費者金融等と約10年以上の取引がある方・
消費者金融等の借金を完済した方は



西九州総合法律事務所
佐賀県弁護士会所属
弁護士 福田 大志

相談無料
秘密厳守

完済した方は自己負担金ゼロ!

取り戻した過払金の中から成功報酬をいただくのみです。
詳しくはお電話、またはブログをご覧ください。

<http://fukuda-hiroshi.seesaa.net/>

西九州総合法律事務所

有料広告



要電話予約

☎ **0954-27-8056**

受付/ (月~金) 9:00~12:00 13:00~18:00
佐賀県武雄市武雄町大字武雄5650-26

ご存知ですか？国民年金の免除制度

所得が少ない等、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、本人の申請手続きによって保険料の納付が免除又は猶予される制度があります。

保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金を受け取ることができなくなる場合や、いざという時の障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることが出来ない場合があります。

保険料を納めることが困難な方は、免除申請手続きをしましょう！

○免除（全額免除・一部免除）

○平成 23 年度の免除申請が承認された場合の保険料額（月額）

本人、配偶者、世帯主の前年の所得が一定額以下の場合には、申請手続きをすることにより保険料の納付が全額または、一部納付（1/4 納付、半額納付、3/4 納付）となります。

免除の種類	保 険 料 額
全 額	な し
4 分の 3 免除	3,760 円
半額免除	7,510 円
4 分の 1 免除	11,270 円

※一部免除については、一部納付額が未納の場合、一部免除も無効（＝未納と同じ）になりますので必ず納付しましょう！

○若年者納付猶予

30歳未満の方で本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合には、申請手続きをすることにより、保険料の納付が全額猶予されます。

□免除・納付猶予・未納の違いは？

免除申請を行った期間は、保険料を全額納付した時と比較した場合、次のとおり違いがあります。

	全額免除	一部納付			若年者納付 猶予	未納
		1/4 納付	半額	3/4 納付		
老齢基礎年金を受ける ための期間に	○ 入ります					× 入りません
受け取る年金額には	1/2 が反映	5/8 が反映	3/4 が反映	7/8 が反映	反映されません	反映されません
障害・遺族年金を請求 する期間に	○ 入ります					× 入りません
後から納めることが	10年以内であればできます。					2年以内

●注意 ●保険料の全額・一部納付等の承認を受けた期間は、10年以内であれば、さかのぼって保険料を納める（＝追納）ことができます。
●追納する場合は、保険料免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年目以降に保険料を追納すると、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので早めの追納をおすすめします。

問い合わせ先：江北町役場 町民課 ☎86-5613

難病医療相談のご案内

最近、声が出にくくなった…、歩きにくくなった…、転びやすくなった…、手足に力が入りにくくなった…
などで悩んでいらっしゃる方は、お気軽にご相談ください！

杵藤保健福祉事務所では、神経難病と診断された方や体の不調や症状で悩んでいらっしゃる方等の医療に関する相談を受けています。

6月の医療相談は下記のとおりですので、お気軽に御利用ください。

- ★日 時 平成23年6月22日(水) 13:30～15:00
- ★場 所 杵藤保健福祉事務所 1階 ふれあいルーム
- ★相談医 白石共立病院 神経内科 水田治男 先生（神経内科医）
- ★その他 相談を希望される方は、6月15日(水)までに杵藤保健福祉事務所までご連絡ください。



申込・問い合わせ先 杵藤保健福祉事務所 難病担当 ☎0954-22-2105

低利の借入で経営改善！農業制度資金のご案内。

○印のあるところが、事業の内容によって使える可能性のある資金です。

資金名	貸付対象者	貸付対象事業					貸付利率 (%) 23.4.20 現在	償還期間 (年以内)	貸付限度額	備 考
		農地取得	施設・農機具	家畜の導入・育成	長期運転・経営資金	負債の整理・借換え				
農業近代化資金	認定農業者		○	○	○		0.75 ～1.45 ※2	15	個人1,800万円 法人2億円	
	集落営農組織		○	○	○		1.60			
	主業農業経営者※1		○	○						
農業経営基盤強化資金(L資金)	認定農業者	○	○	○	○	○	0.75 ～1.60 ※2	25	個人1億5千万円 法人5億円	
農業経営改善促進資金(S資金)	認定農業者					○	1.50	1	個人500万円 法人2,000万円	畜産、施設園芸の貸付限度額は、各4倍まで
農業経営負担軽減支援資金	認定農業者					○	1.60	10	営農負債の額	
	主業農業経営者※1					○				
農林漁業セーフティネット資金	認定農業者				○		0.75 ～1.05	10	600万円 または年間経費等の3/12	
	集落営農組織				○					
	主業農業経営者※1				○					
経営体育成強化資金	主業農業経営者※1	○	○	○	○	○	1.60	25	個人1億5千万円 法人5億円	
農業改良資金	認定農業者		○	○	○		無利子	10	個人5,000万円 法人15,000万円	知事の農業改良措置に関する計画の認定
	集落営農組織		○	○	○					
	主業農業経営者※1		○	○						
就農支援資金	認定就農者						無利子	12	3,700万円	研修費用も対象
	中高年		○	○	○		無利子	7	2,700万円	

※1 主業農業経営者とは、農業所得が総所得の過半又は農業粗収入（売上げ）が200万円以上の農業者です。

※2 一定の条件を満たせば、貸付から5年間は「無利子」となる場合があります。

詳しくは、

■江北町役場 産業課（電話0952-86-5615）

■佐賀県農業協同組合 江北支所（電話0952-86-3111）

■杵島農業改良普及センター（電話0952-84-3625）

■武雄農林事務所（電話0954-23-5112）

にお問い合わせください。

また、農業制度資金の詳しい内容を記載したパンフレット「農業制度資金のご案内」をJA、市町、農林改良普及センター、農林事務所に備え付けるとともに、佐賀県ホームページに掲載しています。

※佐賀県ホームページ（<http://www.pref.saga.lg.jp>）からのアクセス

しごとと産業→農林水産業→農業（農業関係制度・計画）→農業制度資金のご案内

一生における幼児期の重要性

江北町幼児教育センター所長 鶴崎智子

広報誌今月号の『教育のススメ』は幼児教育センターが担当することになりました。幼児教育センターは、県内でも珍しい幼稚園と保育園が一緒になって運営を行っている幼児教育機関です。この欄への記載と致しましては、こどもの教育に関することを情報としてお知らせしていきたいと思ひます。

幼児期の教育のスタートは家庭教育＝こどもが家で身につけたことは生涯ずっと生き続ける！といっても過言ではありません。それほど子育てにおける家庭の役割と責任は大きいものです。次に幼児教育＝家庭では経験できないことを集団という組織（幼稚園・保育園）の中で、みんなで遊ぶことの楽しさや元気いっぱい体を使って遊ぶ心地よさ、生活の中の決まりごとを知ったり、新たな情報を得たりなど学びを広げながら就学へと向かって行きます。‘三つ子の魂百まで’と言われますように、幼児期は生涯にわたる価値観や生活習慣、自然観につながるような根源的なものを幼児の深い部分にじっくり育てるという意識がもっとも重要とされています。例えばごみ捨て、片付け、節水、節電などは、生活習慣の確立として、あるいは「しつけ」として従来から重視されてきました。このようなことも大事ではあります。しかし、こども自身が五感（本来もっている研ぎ澄まされた感性）を通して感じる事が重要であり、つまり幼児期は自然や環境などの世の中のものに出合いながら、不思議さや、多様性、摂理などに気付き、それを理解しようとする時期を大切にしていくための環境づくりがもっとも重要であると言われております。これらの蓄積が生涯にわたる価値観や生活観、自然観につながる力となり、将来の判断基準や選択基準におおいに影響するわけですから、我々大人は、こども達の身体機能をフルに働かせたり、様々な感覚を通して感じたり、何でもやってみるなど、生きる力に直結するような体験をたくさん経験できる環境を提供していかなければなりません。この時期に経験しておかなければならないことを充分に行わないと将来、人間として充実した生活を送ることが難しくなる場合もありうるからです。

では幼児に必要な体験や環境とはどんなことでしょうか・・・大人の生活に合わせるのではなく

☆生き物としての基本的な体験

- ・日が昇れば起き、沈めば眠るという昼夜に合わせた睡眠を十分に摂る。
- ・屋外で伸び伸び遊び、充実した園生活を送り、空腹となっておいしくたくさん食べる。
- ・冬には寒さにブルッと身震いする。夏には暑さで汗を大量に流すなどの生存そのものにかかわるような基本的体験を数多くさせる。
- ・園や周囲の自然環境とのかかわりを生かす。身近な動植物とじっくりかかわる体験を多く持つ。

☆人間としての体験

- ・考える力、創意工夫する力、手先を巧みに使う、ルールや約束を守る、言葉でコミュニケーションを取る、相手を思いやる等。

一般的にそれってあたりまえじゃないと思われがちですが・・・みなさんの家庭ではいかがでしょうか

ではどのような体験をしていけばよいのでしょうか 先ずは家庭で実行を！

生きる力＝その一は食にあり「早寝・早起き・朝ごはん」規則正しい睡眠と毎日の朝ごはん。簡単なようでいて、けっこうたいへん。でもこれをきちんとやっているこどもほど勉強も運動も良くてできるというデータもあります。早寝早起き朝ごはんでこども達に元気な一日をスタートしてもらいたいものです。また朝食の大切さ・・・朝食をとることにより身体にエネルギーを補給し、集中力や、やる気、体力を発揮し持続させ、1日の身体リズムを整えることができます。特にこどものころは食生活を含めた基本的な生活習慣が形成されていく大切な時期です。朝食をしっかりとる習慣をこどものころに身につけることは、生涯を通じて健康な生活をおくる基礎を培うことにもつながります。早寝早起きのリズムができていないと、心も体も順調に成長できないのです。

早寝のために

- ①親子でルール作りをする。～テレビ、ビデオ、ゲーム等の視聴時間
- ②夕食の時間をなるべく一定にする。
- ③夜は徐々に暗くし、寝る雰囲気作りをする。
- ④寝る前に興奮しない、させない。
- ⑤添い寝して、絵本を読んだり、子守唄を歌ったりして眠りに誘う。
- ⑥こどもの寝癖（顔をなでる、髪を触る）を発見する。

早起きのために

- ①朝カーテンを開けよう
- ②小学校の登校時間に間に合うように起こす。
- ③家族で朝ごはんを食べる。

もうひとつ大事なことがスキンシップです。スキンシップは心の栄養であり安定剤にもなりますよ。

介護保険料は大切な財源です。 納付にご理解をお願いします！

介護保険の財源は、介護保険料と公費で半分ずつ負担しており、社会全体で制度を支えるしくみになっています。介護が必要になったとき、安心して介護保険のサービスを受けられるように、保険料は必ず納めましょう。

普通徴収(納付書払)は6月中旬、特別徴収(年金天引き)は8月上旬に納入通知書を郵送します

65歳以上の方の平成23年度介護保険料は、住民税の課税状況や本人の前年分所得に応じて決まります。平成23年度介護保険料の額は、郵送される納入通知書をご確認ください。

※平成23年度中6月以降に65歳の誕生日を迎える人には、誕生月の翌月の中旬に納入通知書を郵送します。

介護保険料(普通徴収)の納期及び納期限と口座振替日のお知らせ

介護保険料は必ず納期限内に納めましょう。

納期(納付月)	納付書払いの納期限	口座振替の引落日
1期(6月)	平成23年 6月30日(木)	平成23年 6月30日(木)
2期(7月)	平成23年 8月 1日(月)	平成23年 7月29日(金)
3期(8月)	平成23年 8月31日(水)	平成23年 8月31日(水)
4期(9月)	平成23年 9月30日(金)	平成23年 9月30日(金)
5期(10月)	平成23年10月31日(月)	平成23年10月31日(月)
6期(11月)	平成23年11月30日(水)	平成23年11月30日(水)
7期(12月)	平成23年12月27日(火)	平成23年12月26日(月)
8期(1月)	平成24年 1月31日(火)	平成24年 1月31日(火)
9期(2月)	平成24年 2月29日(水)	平成24年 2月29日(水)
10期(3月)	平成24年 4月 2日(月)	平成24年 3月30日(金)

年金が年額18万円以上の人 ⇒ 特別徴収(年金天引き)となります。

年金の定期払い(年6回)の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。
※老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金なども含めて特別徴収の対象となります。

年金が年額18万円以下の人 ⇒ 普通徴収(納付書払い)となります。

送付される納付書の裏面に記載された金融機関やコンビニエンスストアで介護保険料を納めます。

保険料の納付は口座振替が便利です

保険料を納め忘れてしまわないために、簡単で便利な口座振替をおすすめします。
一度手続きをすると、翌年度以降も自動的に振替が継続されます。

口座振替を希望される方は金融機関にてお申込みください。

○問合せ先 杵藤地区広域市町村圏組合 介護保険事務所 業務係 ☎0954-69-8223
(電話をおかけになるときは、市外局番(0954)からダイヤルしてください。)
江北町役場 福祉課 介護保険係 ☎0952-86-5614

○杵藤地区介護保険事務所のホームページ <http://www.kitou-web.jp/kaigo/>

かわら版

暮らしの情報ボックス

お知らせ

平成23年度上半期犬とねこの譲渡会

佐賀県では、新しく犬とねこを飼いたい人及び事情により飼っている犬とねこを譲りたい人のために、「犬とねこの譲渡会」を開催します。

多くの人とねこに生きる機会を与えることと、より多くの方に模範的な飼い主となって頂き、動物愛護の普及を図ることを目的としています。

●申し込み

譲渡会に参加するには、事前に申込みが必要です。(事前申込みが無い方は、参加できません。)

各保健福祉事務所に直接お電話などで予約をしてください。その後、申込書を提出していただきます。

■開催場所 杵藤保健福祉事務所

TEL 0954(23)3501

■開催日 平成23年7月2日(土) 午前10時～

■申込締切日 平成23年6月22日(木)

介護保険料納付日のお知らせ

6月の保険料の納付日は次のとおりとなりますので、お忘れのないようお願いします。なお、口座振替の方は残高不足にならないようご注意ください。

納付月	納付期限	口座振替の口座引落日
1期(6月)	6月30日(木)	6月30日(木)

【問合せ先】

杵藤地区広域市町村圏組合 介護保険事務所 業務係
TEL 0954(69)8223

紙資源のリサイクルにご協力を!

N.T.T.西日本から新しい電話帳をお届けした際、不要となった古い電話帳を配達員にお渡しください。お渡しできなかった場合、大変お手数ですが、お客様にて資源回収等へ出すなど処分して頂くか、タウンページセンター(無料)0120-506-1309までご連絡ください。無料で後日回収に伺います。

保護命令手続について

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)が施行されてからまもなく満10年の節目を迎えようとしています。

配偶者暴力に関する保護命令制度を利用し、平成22年12月までに裁判所に申し立てられた保護命令事件の件数は約2万3100件であり、発令された事件は約1万8300件です。

保護命令手続は、申立てが容易で、発令までの期間が短い利用しやすい手続であり、違反には刑事罰が設けられています。

保護命令手続全般についての詳細は、裁判所ウェブサイト(<http://www.courts.go.jp/>)からも閲覧することができ、ますので、ぜひご利用ください。

募集

国家公務員採用Ⅲ種試験

人事院では、高等学校卒業程度の試験として、平成23年度国家公務員採用Ⅲ種試験を実施します。

■受験資格 平成24年4月2日～

平成24年4月1日生まれの方

■受付期間 6月21日(火)～6月28日(火)

■第一次試験日 9月4日(日)

(九州地区では8試験地で実施)

【問合せ先】 人事院九州事務局

TEL 092(431)7733

<http://www.jinji.go.jp/>(人事院ホームページ)

※国家公務員試験採用情報ナビからお入りください。

ヘルシー COOKING

だご汁



<作り方>

- ① ごぼう、大根、人参、椎茸は一口大の乱切りにし、ごぼうは水に少しさらしてアクぬきをしておく。しめじは小房にわけておく。だし汁にすべて加えて煮る。
- ② 小麦粉とだんご粉を混ぜあわせ、だし汁を少しずつ加えて耳たぶよりやわらかくこねる。
- ③ ①の具がある程度柔らかくなった時、②を一口大にちぎって①に加えてさらに煮る。
- ④ みそを溶きいれ、小口切りにした小ねぎを加える。

<材料(4人分)>

小麦粉	100g	椎茸	中3枚
だんご粉	100g	しめじ	40g
だし汁	120ml	小ねぎ	20g
ごぼう	40g	だし汁	3カップ
大根	120g	味噌	45g
人参	40g		

<栄養価1人分>

エネルギー(kcal)	たんぱく質(g)	脂質(g)	カルシウム(mg)	塩分(g)
321	8.1	1.8	45	1.6

編集後記

5月中旬に、広報の写真撮影のため、白木バナマ公園を歩いた時に感じたのが「緑の美しさ」です。

ついこの間まで、名物のきんぎょが末園舎の日を華やかしていたのですが、その様子は変わっていて、今は木々が多くの葉を広げ、初夏ともいえる雰囲気をもった公園の姿になっていました。

木々が太陽の陽ざしを浴びて、ひとさやわやかでぬるぬるとなり、また太陽となつてくる光生がともみ流しな緑をしていたり、太陽と木々や草花が映し出し、彩り豊かなコントラストを見ていると、心が洗われ、癒やされました。

町内にも多くの公園があり、自然豊かで、四季折々の楽しみがあると思います。

市民の皆さんも、休日などに公園に足を運んで、家族で遊んだり、お弁当を食べたりと、公園をリフレッシュの場として、どんどん利用していただきたいと思っています。

いきいき健康カレンダー

6月	事業名	受付時間	時間帯	場所	6月	事業名	受付時間	時間帯	場所
1㊤	いきいき教室	9:00~9:30	9:30~11:00	保健センター	16㊤	おたまじゃくし教室	9:45~10:00	10:00~11:30	保健センター
1㊤	はつらつ教室	13:00~13:30	13:30~15:00	保健センター	17㊤	気功教室	9:30~10:00	10:00~11:00	保健センター
2㊤	おたまじゃくし教室	9:45~10:00	10:00~11:30	保健センター	17㊤	健康相談	9:30~10:30	9:30~11:00	保健センター
3㊤	2歳半健診	13:00~13:15	13:00~15:00	保健センター	17㊤	乳児健診	13:00~13:15	13:00~15:00	保健センター
3㊤	歯科保健教室	13:00~13:15	13:00~15:00	保健センター	20㊤	有酸素運動教室	9:30~10:00	10:00~11:00	保健センター
6㊤	有酸素運動教室	9:30~10:00	10:00~11:00	保健センター	21㊤	ベビーとママのこここ教室	9:45~10:00	10:00~11:30	保健センター
7㊤	すくすくひろば	10:00~	10:00~15:00	保健センター	22㊤	いきいき教室	9:00~9:30	9:30~11:00	保健センター
8㊤	いきいき教室	9:00~9:30	9:30~11:00	保健センター	22㊤	はつらつ教室	13:00~13:30	13:30~15:00	保健センター
8㊤	はつらつ教室	13:00~13:30	13:30~15:00	保健センター	23㊤	おたまじゃくし教室	9:45~10:00	10:00~11:30	保健センター
9㊤	おたまじゃくし教室	9:45~10:00	10:00~11:30	保健センター	24㊤	気功教室	9:30~10:00	10:00~11:00	保健センター
10㊤	気功教室	9:30~10:00	10:00~11:00	保健センター	27㊤	有酸素運動教室	9:30~10:00	10:00~11:00	保健センター
13㊤	有酸素運動教室	9:30~10:00	10:00~11:00	保健センター	28㊤	2ヵ月児相談	9:45~10:00	10:00~11:00	保健センター
15㊤	いきいき教室	9:00~9:30	9:30~11:00	保健センター	29㊤	いきいき教室	9:00~9:30	9:30~11:00	保健センター
15㊤	はつらつ教室	13:00~13:30	13:30~15:00	保健センター	29㊤	はつらつ教室	13:00~13:30	13:30~15:00	保健センター



おすすめ新着本

一般書



『耳の聞こえない私が
4ヶ国語
しゅべれる理由』
金修琳・著

『ナニワ・モンスター』 海堂 尊・著
『旅行おもてなし講座』 有川 浩・著
『夜寝したい!』 (山田 悠介・著)
『いぬむし先生!』 伊藤 静・著
『赤ちゃんとお母さんのための妊娠中のごほうび』 野口 典紀・著
『読者の声に即応! 役立つ日経英語活用法とローワーク』 羽田 真樹・著
『キギケンのお家へ移くように英語をまじえよう!』 茂木 健一郎・著
『子どもたちと金子みすゞの作品を玩む』 清水 佐知子・著
『破かれた命 死因から思いを伝へる』 堀川 恵子・著
他

児童書



『クラブスリー伝説
ダレン・シャン前史1』
Darren Shan・作

『まじよ子とデコ★デコレーションの国』 藤 真知子・作
『忍者サノスケいざん』
『わくわく旅日記42』 なすだ みゆ・作
『フェアリーたちの魔法の夜』 おんぼろ やすこ・作
『ミヤマ物語 第2部』 森谷の あつこ・作
『かんたん!おいしい!』 高木 いすい・作
『冷たいスイーツ』 高木 いすい・作
『探偵コナン推理ファイル』 青山 剛昌・原作
『漢字とかなの証』 山田 悠介・著
『めざしてみよう! 読者の声』 堀川 恵子・著
他

絵本



『リリとガスパー
おたんじょうびおめでとう!』
ゲオルグ・
ハレンスレーベン・作

『つんつんつん』 いとう あさ・絵
『ババのしごきはわるものです』 高田 尚希・絵
『おやすみなさいをするまえに』 アンナ・カリー・絵
『ぼくもにゃんにゃんになりたいな』 イロン・ヴィークランド・絵
『まいごのまめのつる』 おりも きょうこ・絵
『うさこちゃんまほうをつかう』 ディック・ブルーナ・著・絵
『アンパンマンとアツパポロ』 やなせ あけい・絵・作
『ふくろうはかせのものまねそう』 藤井 健・絵
他

- 随時、新しい本が入ってきています。新着本など、本の検索はネイブルのホームページからでもできますので、どうぞご利用ください。
- リクエストも受け付けております。お気軽にカウンターまでどうぞ。
- 毎月第3土曜日にはお話し会を行っています。
次回は6月18日(土)午後2時からです。
- ネイブルからのお届けに本を借りる人は、バッグをご持参下さい。
みなさまのご協力をお願いします。

ホームページアドレス <http://navel.town.kouhoku.saga.jp>

白石消防署管内 日曜・祭日在宅医当番予定表

月	日	曜日	内 科		外 科	
			当番施設名	電話番号	当番施設名	電話番号
6	5	日曜日	順天堂病院(大町町)	0952-82-3161	藤井整形外科(白石町)	0952-84-5880
	12	日曜日	高島病院(白石町)	0954-65-3129	大隈レディースクリニック(江北町)	0952-86-2567
	19	日曜日	大町町立病院(大町町)	0952-82-2816	華村医院(白石町)	0952-84-2656
	26	日曜日	原田内科医院(白石町)	0952-87-3737	順天堂病院(大町町)	0952-82-3161

※武雄地区休日急患センター

・診療時間:午前9時~午後5時(日曜・祭日) ・小児夜間救急(診療):午後7時~午後9時(土曜・日曜・祭日)

2011年6月くらしのカレンダー

日	月	火	水	木	金	土
			1 ・特設人権相談所開設	2 可燃物	3 可燃物	4 資源物 容器包装プラスチック
5 県下一斉 美化活動	6 可燃物	7 消費生活相談窓口 可燃物	8	9 可燃物	10 心配事相談 可燃物	11 資源物 容器包装プラスチック
12 ・日曜設備 ・ふるさとクリーンデー	13 可燃物 不燃物	14 消費生活相談窓口 可燃物 不燃物	15	16 可燃物	17 可燃物	18 資源物 容器包装プラスチック
19	20 可燃物	21 消費生活相談窓口 可燃物	22	23 可燃物	24 心配事相談 及び行政相談 可燃物	25 容器包装プラスチック
26 ・区対抗男女 バレーボール大会	27 可燃物 不燃物	28 可燃物 不燃物	29	30 可燃物	1 可燃物	2 容器包装プラスチック

A地区指定日

新宿、土元、門前、
東分、西分、花祭、
高砂、上郷、宿(バ
イパス南を含む全
地区)

B地区指定日

観音下、石原、新
町、上区、岩屋、岳、
鹿ノ口、白木、平
山、仲町、浪花町、
日ノ出

C地区指定日

上分、下分、野口、
下旗、馬場、祖子
分、江口、正徳、八
北、八中、八南、東
区、大西、南郷

BC地区 共通



※6月は、資源物収集日です。雨天の場
合は、翌週木曜日が収集日となりま
す。なお、容器包装プラスチックは、雨
天の場合も収集します。

- ★6月5日(日) 県下一斉美化活動になっています。
ご協力をお願いいたします。
- ★資源物には、マイバックを持参しましょう!

P+

12 成人式ご予約承り中

Cut ￥3,675
Color ￥4,725 ~
Perm ￥8,400 ~

P plus hair



☎0952-86-3898(予約優先制)
<http://www.p-plus-hair.com>

■営業時間 / 10:00~19:00(平日)~21:00(金曜日)
9:00~18:00(土・日・祝)
■定休日 / 毎週月曜日 & 第3火曜日 イオン江北店前